

「十三湖 1 期地区換地計画事務第13号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和 8 年 8 月 20 日

青森県西北農林水産事務所長

記

1 業務名

十三湖 1 期地区換地計画事務第13号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営十三湖 1 期地区経営体育成基盤整備事業に係る換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を目的とする。

(2) 概要

換地計画 一式

確定測量 一式

3 応募資格等

別添十三湖 1 期地区換地計画事務第13号委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添十三湖 1 期地区換地計画事務第13号委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ 6 の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1

青森県西北農林水産事務所（農村整備つがる庁舎）

T E L 0173-42-4344

メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小田原、中田

十三湖 1 期地区換地計画事務第13号委託 応募要領

1 業務名

十三湖 1 期地区換地計画事務第13号委託

2 業務の目的

本業務は、県営十三湖 1 期地区経営体育成基盤整備事業に係る換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期限

令和 9 年 3 月 12 日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、土地改良換地士（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 4 項で規定する者）の資格を有する者であること。

カ 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

- (1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し、5(2)のエ〜カに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

(2) 提出期間

令和8年8月21日(金)から令和8年8月31日(月)まで

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

- (1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)

前年度から過去10年間における別添特記仕様書に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により2部(正1部、副1部)提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和8年8月21日(金)から令和8年9月3日(木)まで

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準(別添資料の3参照)

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性(別添「評価基準及び留意事項」参照)

ア 過去10年間の同種業務の実績(同種業種とは、3に示す内容のものとする。)

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性(見積書による。)

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に令和8年9月8日(火)までに通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日等を除く。)以内に青森県西北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1
青森県西北農林水産事務所(農村整備つがる庁舎)
T E L 0173-42-4344
メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp
担当者 管理課 小田原、中田

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県西北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県西北農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和8年8月31日(月)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、35,904千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県西北農林水

産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1

青森県西北農林水産事務所（農村整備つがる庁舎）

T E L 0173-42-4344

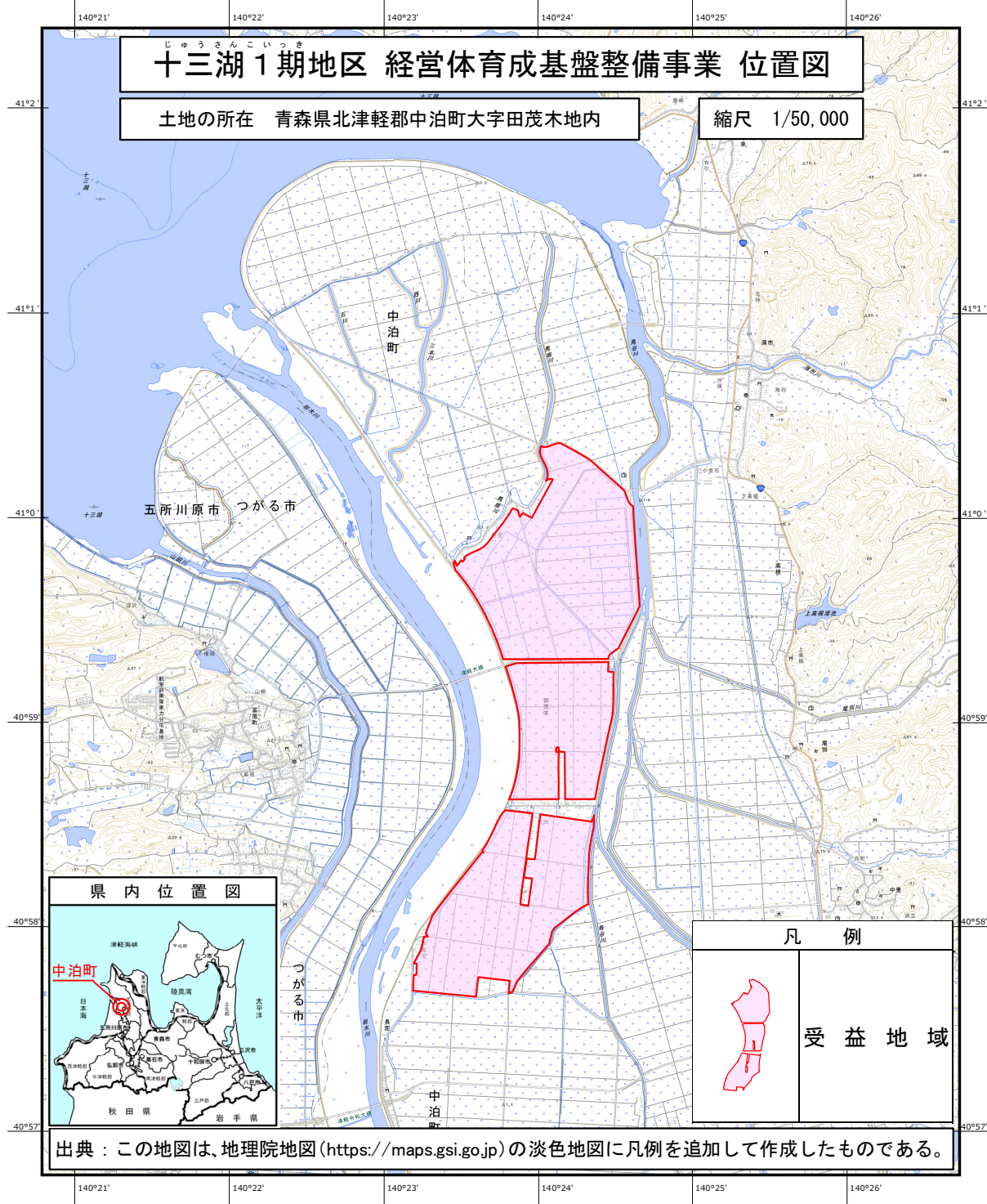
メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小田原、中田

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。
北津軽郡中泊町大字田茂木地内（次の地図に示すとおり）



- 2 本地区の特記仕様書は次のとおりである。

特 記 仕 様 書

業 務 番 号： 西農水（整つ委）第16号

業 務 名： 十三湖 1 期地区換地計画事務第13号委託

業 務 場 所： 北津軽郡中泊町大字田茂木地内

履 行 期 間： 契約締結日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 12 日

十三湖 1 期地区換地計画事務第13号委託 特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「換地計画事務共通仕様書」によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第 2 条 本業務は、十三湖 1 期地区経営体育成基盤整備事業における換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を目的とする。

(業務場所)

第 3 条 業務場所は、北津軽郡中泊町大字田茂木地内で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第 4 条 本業務の概要は次のとおりである。

換地計画 一式

確定測量 一式

(履行期間)

第 5 条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日までとする。

(管理技術者)

第 6 条 管理技術者は、土地改良換地士（土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第 4 項で規定する者）の資格を有する者とする。

第2章 作業内容

(作業項目等)

第7条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりである。

(1) 換地計画

業務名	作業項目	作業数量
換地計画決定	開催準備打合せ	1換地区
	資料作成	416人
	権利者会議	1換地区
換地処分	処分通知書の作成	416人
	清算金一覧表の作成	324戸
換地処分登記	登記記録の照合	2221筆
	換地計画部分変更	478.5 h a
	登記申請書作成	1換地区

(2) 確定測量

業務名	作業項目	作業数量
境界調査	準備・打合せ 境界標の測設 調査図の作成	96.3 h a (変化率 -0.3)
一筆地測量	準備 筆界点観測 計算 点検整理	96.3 h a (変化率 -0.3)
地積測定	準備 計算 成果簿の作成 点検整理	96.3 h a (変化率 -0.3)
確定図の作成	準備 筆構成データ及び仮作図 確定測量図の作成 平板確定図の作成 点検整理	478.5 h a (変化率 -0.3)

(作業条件)

第8条 本業務の一部は、十三湖土地改良区の換地評価委員会で行うこととする。

2 前項の経費については、以下のとおり委員経費として計上している。なお、委員の日額は、青森県の令和8年度委員経費基準日額で算定している。

(1) 積算上の委員経費基準日額は、次のとおりである。

基準日額 6,100円

(2) 積算上の委員数は、次のとおりである。

委員 41人

第3章 成果物

(成果物)

第9条 提出すべき成果物及び提出部数は次のとおりである。

(1) 換地計画

業務名	成果物	部数
換地計画決定	権利者名簿	1部
	権利者会議議案書	権利者数分
	会議開催通知書	権利者数分
	発送用宛名シート	1部
	権利者会議受付名簿	1部
換地処分	換地処分通知書	1部
	地区総計表	1部
	各筆換地等明細書	1部
	発送用宛名シート	1部
	発送用名簿	1部
	権利者別清算金一覧表	1部
換地処分登記	換地処分登記囑託書	3部
	補正換地計画書	2部

(2) 確定測量

業務名	成果物	部数
境界調査	確定測量調査図	1部
一筆地測量	観測手簿	1部
	計算簿	1部
	精度管理表	1部
	成果簿	1部
地積測定	計算簿	1部
	地目別筆数面積表	1部
	精度管理表	1部
	成果簿	1部
確定図の作成	確定測量図（電子データのみ）	1部
	筆界点番号図	1部
	平板確定図	1部
	平板確定図複製図（A-2）	2部
	平板確定図一覧図	1部
	認証申請区域図	1部
	位置図	1部

(部分使用)

第10条 土地改良法上の手続及び行政処分を伴う換地計画決定、換地処分登記については、当該作業項目において作成した資料等を、調査職員の請求によって部分使用させるものとする。

第4章 その他

(定めのない事項)

第11条 この特記仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果物を提出した後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応 募 資 格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評 価 基 準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10点満点]	
	(1) 同種業務の実績(国・県発注のもの)	
	① 過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	② 過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③ 過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価 [13点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者の同種業務経験(国・県発注のもの)	
	① 過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	② 過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③ 上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	① 各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	6点
	② 各団体の目標(推奨)単位数の半数以上を満たしている	3点
	③ 上記以外	0点
30点×技術力評価得点/技術力評価満点		
2 価格評価 (70点)	70点×(1－見積価格/予定価格)	
合 計 (100点)		

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「十三湖 1 期地区換地計画事務第 13 号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

添付書類 : 応募要領 5 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「十三湖 1 期地区換地計画事務第 13 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

添付書類 : 企画提案書 2 部 (正 1 部、副 1 部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 あて

青森県西北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「十三湖 1 期地区換地計画事務第 13 号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話／FAX

E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名： 十三湖1期地区換地計画事務第13号委託

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 換地処分に係る業務。
 - ② ①の事務を行うまでの換地計画の樹立に必要な業務
 - ③ ①、②以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： 十三湖1期地区換地計画事務第13号委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標（推奨）単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 (積 算 内 訳)

業務名： 十三湖1期地区換地計画事務第13号委託

会社名：

区 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)						備 考
	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	委員	

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2 年 60 ユニット／3 年 80 ユニット／4 年 100 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年